

標準処理期間総括表

	処分の名称	根拠法令及び条項	標準処理期間※
1	法第5条の3第1項に基づく管理計画の認定申請	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の3第1項	30日
2	法第5条の6第1項に基づく管理計画の認定更新申請	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の6第1項	30日
3	法第5条の7第1項に基づく管理計画の変更認定申請	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の7第1項	30日

※標準処理期間について、申請されたマンションの規模等及び申請書類の不備等が確認されたものについては、この限りではありません。